

あさひが丘介護センター 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人春生会が開設するあさひが丘介護センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 あさひが丘介護センター

（2）所在地 愛知県春日井市庄名町字松原918番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 3名（常勤職員1名 常勤専従2名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

（1）利用者の相談を受ける場所 第3条に規定するあさひが丘介護センター内、又は要介護者等の居宅

- (2) 使用する課題分析票の種類 その他(独自アセスメント)
- (3) サービス担当者会議の開設場所 第3条に規定するあさひが丘介護センター内、要介護者等の居宅、又は居宅サービス事業者内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点からおおむね15km未満 1,000円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点からおおむね15km以上、20km未満 1,500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
但し、緊急の場合はこの限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

- ① 春日井市全域
- ② 小牧市の以下の地域(大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口達井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、大山、野口、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、池之内、池之内赤堀、池之内道木、本庄、小松寺)
- ③ 名古屋市の以下の地域(守山区:上志段味、中志段味、下志段味、吉根)

以上

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的(ZOOM等を活用して行うことができるものとする)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(就業環境の確保)

第9条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位 について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第13条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を調整する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春生会と、あさひが丘介護センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

関係市町村並びに他の福祉サービス、保健医療サービスの提供主体との連携の内容

あさひが丘介護センター

1. 関係市町村との連携の内容

(1) サービス提供前の受給資格の確認等

当事業所は指定介護支援の提供開始時に被保険者証の提示を受け、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

要介護認定等を受けていない場合、要介護認定等の申請がすでに行われているか確認し、申請がおこなわれていない場合速やかに書類を作成し申請代行などの援助を行う。又、要介護認定等の更新の申請は有効期間満了の1ヶ月前に行われるよう注意し、更新の手続きをとるなど必要な援助を行う。

(2) 居宅サービス計画の作成等

当事業所は毎月市町村や国民健康保険団体連合会に居宅サービス計画の中の指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する記載文書を提出する。居宅サービス計画の中の基準該当居宅サービスの特例居宅介護サービス費、特例居宅支援サービス費等の支給手続の代行を行う。

(3) 利用者に関する通知

当事業所は指定介護を受けている利用者が正当な理由無しに法24条2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、及び偽りや不正行為による保険行為により保険給付を受けたり、受けようとしたときには速やかに「故意の犯罪行為」、「重大な過失あり」、「文書による求めに応じない」などの意見をつけて市町村に報告する。

(4) 事故発生時の対応等

当事業所は指定居宅介護支援の提供によって事故が発生した場合、原因の究明、事後の対策、予防方法等を検討し必要な措置を講ずる。必要があれば市町村に報告する。

2. 他の福祉サービス・保健医療の提供主体の内容

(1) サービス提供困難時の対応

当事業所は通常事業の実施地域、需給のバランスなどによって利用申し込み者に対して適切な指定居宅介護支援を提供することが困難な場合は、利用者の近隣の他の指定居宅介護支援事業者を紹介する等必要な措置を講ずる。

(2) 指定居宅サービス事業者との連携

当事業所は居宅サービス計画の作成後においても、利用者、その家族、及び指定居宅サービス事業者との連絡を密にして利用者のニーズの変化を察知し、居宅サービス計画の変更、それに伴うサービスの変更等、連絡調整を行う。又、利用者の希望により、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションなどの医療サービスを取り入れる場合は、主治医等の意見を求め指示がある場合に限りサービス計画に取り入れる。医療サービス以外の指定居宅サービスでも主治医等の医学的留意事項が示されているときには、これを尊重して居宅サービス計画を立てる。

(3) 介護保険施設との連携

当事業所は利用者が在宅での日常生活が困難になった時や介護保険施設への入、退所を希望する場合は、それぞれの施設への特徴に合わせ利用者に合った介護保険施設を紹介する。又、依頼により、介護保険施設から退所するときは、在宅への円滑な移行を考え、あらかじめ、居宅サービス計画作成等の相談、援助を行う。

(4) 事故発生時の対応等

当事業所は指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、事故原因の解明、防止、責任の所在、その他、その後のサービス計画の作成など必要な措置を講ずる。

当事業所は居宅サービス事業者が事故をおこした場合は速やかに事故内容を確認双方の事情説明を受けて対処する。必要に応じて市町村等に連絡を行う。

又、原因の究明には、

1. 何故事故がおきたのか
2. サービス実施計画に基づいてサービスが実行されたか
3. サービスを利用することによって利用者の生活が改善されたか、新たな問題は生じてないか

等、詳しく検討しサービス実施方法等について修正や改善を求め事故防止に努める。そして、関連する各々のサービス事業者に事故に関する重要事項やサービス業者間の調整事項について情報を提供しサービス業者間の調整を行ない、必要な場合、居宅サービス計画の修正を伝えて実行する。

3. その他の参考事項

市町村や国民健康保険団体連合会による調査に協力し、指導や助言を受けた場合、必要に応じて速やかに改善を行なうよう努力するものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 17 日に改定する。

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 22 年 10 月 16 日に改定する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 23 年 4 月 29 日に改定する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 25 年 5 月 24 日に改定する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 25 年 7 月 16 日に改定する。

この規程は、平成 25 年 8 月 10 日に改定する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日に改定する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 30 年 12 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 4 年 9 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 11 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 7 年 2 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 8 年 1 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 8 年 5 月 16 日に改定する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日に改定する。